

(議長)

日程第5、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり、7名の議員から通告がありました。通告順に従って、順次これを許可致します。

まず、室井議員の発言を許可致します。

室井議員。

「室井議員」

最初に、単刀直入に日本遺産認定、美しい村連合の最大の目的と期待する効果は何であったのでしょうか。

そして、現在、どのように総括しているのか、所見を求めたいと思います。

北の江の島構想の全体像がわかりづらく、なかなか見えてこない中、拠点施設として先行する施設の計画を民間活力導入調査及び基本設計が去る11月6日に入札が執行され、業界新聞で初めて知り得た情報です。

間違いございませんか。

落札されたコンサルタント会社は、道内でも有数の実績豊富でクオリティの高い企業であります。

しかし拠点施設は、かもめ島周辺の地区のど真ん中に建設され、歴史性、日本遺産との関連性への工夫を要する施設にしなければならないと、私は強く認識するものであります。地域全体構想があれば、その中での位置付け、機能性などを含め、日本遺産との戦略的取組みが必要とされますが、その認識について伺いたいと思います。

歴史性豊富な地区での先駆的な拠点施設は、単に商業、トイレ、休憩、子ども関連、道路情報などの機能のみではない複合機能と空間を創出しなければならないと認識致します。

江差町固有の歴史性と機能、空間の創出がなければ、かもめ島周辺にあえて第2の道の駅をつくる必要があるのか、これは明確な答弁を求めたいと思います。

多額の財政支出が伴う事業には、色々なご意見を述べる方がいるかと思いますが、江差町最大の重要課題と改めて認識され、日本遺産認定の町にふさわしい事業推進を図って頂きたいと思います。

間もなく、令和6年度の予算編成作業に着手されると思うが、日本遺産と美しい村連合加盟の意義をしっかりと再認識され、町政課題の一つとして全体構想の中での事業化を図って頂きたいと思いますので、所見を求めます。

(議長)

町長。

「町長」

室井議員からの一般質問、日本遺産、美しい村連盟、連合加盟と町政課題について

のご質問にお答えを致します。

はじめに、日本遺産認定、美しい村連合加盟の最大の目的と期待する効果、そして、現在の総括についてのご質問にお答え致します。

江差町には、江差追分や姥神大神宮渡御祭に代表される伝統文化や、かもめ島の史跡や自然景観など、多くの歴史的、文化的自然が数多く残されており、その財産を大切にしている町民が多くいることの素晴らしさに感銘を受け、その魅力は全国に誇れる観光資源との思いで、町長就任時より各種施策を展開して参りました。

日本遺産認定、美しい村連合加盟は、こういった財産や資源をこの町独自のブランド力として国内外に発信するとともに、町民にこの町の素晴らしさに誇りを持って頂く、地域への誇りと愛着の醸成であります。

現在、コロナ禍だけが理由ではありませんが、観光客数などいまだ厳しい状況が続いておりますし、日本遺産に関しましては、先般開催致しました議会全員協議会で報告しましたとおり、この間の取り組みなども踏まえ、条件付き認定継続という結果でもありました。

行政として取り組みが弱かった面は反省しつつ、町民皆様が財産を大切にしている活動は今も変わっておりませんので、その町民の活動と想いを地域活性化に連動させるような取り組みにして参りたいと考えております。

次に、拠点施設整備に向けた入札について触れられておりますが、令和5年度当初予算で計上させて頂いておりました基本設計業務と、第3回定例会で予算補正をご承認頂きました民間活力導入調査を一括しながら11月6日に入札し、契約締結しております。

業務内容と致しましては、これまで策定を終えた基本構想、基本計画で示した町が求める機能をベースとしながら、町内外の皆さんが集い楽しんで頂く拠点施設の在り方、そして、民間企業が施設運営に携わるとした場合の営業スタイルなど、受注業者の専門的な知見はもとより、いくつかの民間企業にヒアリングして頂きながら、最終的に江差町の計画に合った整備方針を策定することとしています。

また、議員のご質問にもありますとおり、整備する施設は江差町のシンボルであるかもめ島といにしえ街道のまさに中心です。言うまでもなくこの2つのゾーンに日本遺産の構成文化財が数多く点在していることから、整備予定施設はそれぞれのゾーンの魅力を個別に紹介し、回遊して頂くための拠点施設であり、町として2つ目の道の駅ではございますが、単なる道の駅機能の整備に留まるものではないことを改めてお伝えしたいと思います。

施設整備の効果を高めるため、例えば、いにしえ街道の菓子店の皆様とタグを組みながらスイーツバルの拠点として、あるいは、施設自体にかもめ島での遊びをサポートする窓口を設けるなどといった、施設とソフト事業を有機的に結びつけていく方針です。

令和6年度の予算編成に向けての言及がございました。日本遺産再審査のご指摘の中には、観光客の皆さんが江差を旅するにあたり、事前に日本遺産の町であること

と、認定された江差特有の歴史とその背景の魅力を知ることが出来る。

また、訪れた際にそういった資源を見たり、聞いたり、触れたりすることが出来るという所が不足しているということがありました。

3年後の認定継続審査において、そういったご指摘をクリアするだけでなく、町民全体の気運を高めていくよう準備を進めて参りますので、ご理解願いたいと思います。

町が北の江の島拠点施設整備基本構想を策定したのが令和3年度です。策定作業を進める中で、令和3年8月に議会の皆様と意見交換をさせて頂いた際に、議員の皆様から多くのご意見を頂きました。その中に江差町としては、最後の大型プロジェクトだと位置付けたご発言がございました。そして多額の財政支出も伴います。基本設計策定期間中においても、議員の皆様との意見交換の場を設けながら、丁寧に策定作業を進めて参りますので、ご理解頂きますよう、宜しくお願い致します。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

再質問させてもらいます。

日本遺産については、12月2日付けの新聞資料で、また、12月5日の全員協議会で、条件付きで認定継続などについて、説明を受けました。

その中で、日本遺産のストーリーに根差した新たな構想で、アイデアが必要などの指摘があったと伺っております。

私は、過去の定例会での一般質問において、まちづくりには江差町の歴史と特性を生かしたストーリーが必要であると、何度か提案しておりますが、検討された足跡が見られません。

いにしえ資源研究会の会長さんのコメントは、非常に大切に重要な提案と私は理解しておりますので、もう一度、職員の皆さんが意味をしっかりと理解してもらって、対応して頂きたいと思います。

美しい村連合加盟など含め、町民にどの程度理解されているのか。総括され、前向き思考で調整課題の大きな1つとして、概略の全体構想を策定し、次年度から第一歩を踏み出して頂きたいと思います。

第2の道の駅は単純に他町と比較することなく、江差町と地区の歴史性と日本遺産の理念に最大限近づける努力を、努力と工夫をして頂きたいと思いますので、改めて再度、答弁を求めたいと思います。

以上。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

室井議員から、日本遺産を絡めて北の江の島構想に関する2問目のご質問を頂きました。

全体構想に関して、なかなか室井議員のご質問、あるいはご意見頂いた部分についての議論が進んではないのではないかとというご意見だったと思います。

先程来、町長の答弁にあった民間活力導入調査、この中では単にその道の駅、あるいは拠点施設だけの整備に関しての方向性を定めるものではなくて、かもめ島だとか、あるいはいにしえ街道、そういったこと、どう、こう繋げながら民間の皆さんがそれらを上手く活用し、たくさんの方を呼ぶ、誘う、そういった施設を目指すのかというところを、しっかり、こう、作り込んで頂けると私は考えておりますので、そういった中には、これまで室井議員からのご質問、ご意見、そういった部分は、しっかり、こう、お伝えしながら組み込むと。議会全体のご意見もございまして、そういった部分は、しっかり組み込もうという形で進めたいと思います。

また、日本遺産再認定の際の、その、いにしえ研究会の方のコメント、これは町全体として、しっかり、こう、肝に銘じて今後の日本遺産の事業づくり、こういったところで努めて参りたいと思いますので、ご理解頂きたいと思います。

以上です。

(議長)

はい。室井議員。

「室井議員」

それでは、2問目に入っていきます。

本年の第1回定例会において、私はカネマツビルと既存の江差警察署庁舎について、江差町の中心市街地の重要な位置にあり、周辺の大規模空地を含めて有効活用を図るべきと具体的な提案をし、少し前向きな答弁も頂いております。

債権者と債務者との係りがあり、なかなか単純解決が出来づらい一面もありますが、江差町は何をしたいのか、明確な意思表示をするべきだと考えておりました。

本年第1回定例会以降、江差町として何か行動し、得ている情報があれば伺いたいと思いますので、宜しく答弁をお願いします。

(議長)

町長。

「町長」

室井議員からの2問目、江差警察署庁舎の長寿命化基本計画基本設計と江差町の対応についてのご答弁を申し上げます。

本年3月の第1回定例会の一般質問において、室井議員から旧カネマツビルの解体

促進、跡地への江差警察署の移転に関するご質問を頂いておりました。

江差町と致しましては、江差警察署に関しましては、第一義的に北海道が判断することであり、立地場所や老朽化した建物など、町としての意見につきましては、何らかの形で北海道などに伝えていく旨のご答弁を申し上げたところです。

議員もご承知のとおり、旧カネマツビルに関しましては、土地と建物に係る所有権、抵当権、債権債務等の権利関係が複雑な状況もあることから、第1回定例会以降、室井議員の提言を踏まえ、貸付債権を所管しています北海道の担当部署を直接訪れ、債権債務の課題解決と跡地利活用についての要請、意見交換を行ってきたところでございますが、江差警察署につきましては、令和元年度に長寿命化診断を行い、設計基準強度を満たしており、適切な改修工事を行うことで、今後、概ね20年以上の使用が見込めるとの診断結果が出たことから、令和20年度までの使用を見込んだ長寿命化改修工事を行う方針となっており、令和5年度に実施設計、令和6年度以降、改修工事が行われる見通しであるとのことであり、現状として旧カネマツビル所在地への移転は困難であると認識しております。

旧カネマツビルに関しましては、権利関係が複雑な状況に加え、一部外壁の崩落等も見られ、歩行者の安全確保の観点からも対応が必要となっております。

江差町と致しましては、当該所在地につきましては、市街地の重要な位置であると認識しており、旧カネマツビルに関して北海道と課題の解決に向けて改めて協議を進めていき、その上で周辺の用地も含めた有効活用を検討したいと考えておりますので、ご理解頂ければなと思っております。

「室井議員」

いいですか。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

今、あの、そういう答弁ですよね。私は言いたいのはですね、いいですか。国の土地だろうが、道の建物であろうがですね、民間であろうが、江差町はこういうことでここが必要なんだと、こういうふうにしてもらいたいんだというね、そういう所在地のトップとしてですよ、認識なかったら駄目でないですか。ね、どこから聞いたら、駄目でした。ここに聞いたら、こういう、まだ考えてません。それで、下がってはならないんですよ。私は1つの例として、今、カネマツビルの跡地のことを申し上げましたけど、いいですか。これ11月13日、建設課長来てるかな、建設水道課長、ね、あ、いるね。これ、あの、建設新聞紹介されてます。八雲の警察署、移転新築、規模は2階から3階建て、約2,300平方メートル、令和7年度に本工事着手し、令和9年度に完成する予定となっております。

これはですね、私が、あの、3月議会で、今年の3月ですね、第1回定例会で調べた段階では、計画がなかったんですよ。ここは、あの、旧国立病院かな、跡地に、今、役場庁舎建てますね。これは、素晴らしい設計、東京国立競技場設計した隈さんという方ですね。その近くにですね、この警察署が移転するんですよ。なかったものが急遽ですね、計画に乗るということは、やっぱり八雲町のね、そういう一所懸命なね、ここに建てて下さい、ここに何とか町で土地確保して、ちゃんとやりますという、そういうあれがあったのではないのかなと、私は思うんです。だからよその町のことはいいですけども、江差もですね、可能性はまだあるんですよ。今、町長答弁したけど、カネマツさんのこともね、民間人もちょっと動いています。でも、頑張ってもらいたいです。まだ、道の建物もあります。国の建物もあります。使われていない物は、たくさん江差にあるんですよ。檜山支庁時代からの。これらをね、民間にそういう施設と上手く連携してですね、よその町にない、よその町には出来ない、そういう物をね、我々やるんだっていうね、決意をね、行政になかったらどうするんですか。あれも駄目、これも駄目って、聞いて帰るだけだったら、意味ない。難しいところ調整していく。ね、汗をかく。机に居てね、ああだね、こうだね、電話でしゃべってるだけで物事進まない。私は何回もゆってる。失敗してもいいから、動けて、行動させて。そういうものに対して結果はね、問わない。これから色んなことあります。例を挙げれば時間が掛かるから、議事進行上、止めますけど、そういう気持ちをね、やっぱり全体で、ね、町長、副町長、管理職全員で、ですよ、力を合わせて頑張っていくって。そういう強い姿勢でね、欲しいので、副町長、答弁あったら言って下さい。

(議長)

副町長。

「副町長」

えーと、室井議員からは、何度か提言を受けながら少し触れますけども、3月議会で受けて、私自身は4月の中旬に直に行動を起こしました。その時点では、はっきり言って警察署、何とか持って来たい思いで迎えましたけども、町長答弁のとおり、債務債権のところを解決しない限り前に進まないと、こういう状況でございましたので、それじゃ危険な建物がそのまま残地していいのかと、いうこういう状況に入る訳でございまして、今、まず扉開けるところとすれば、債権債務の部分を、町の、はっきり言ってこの後になりますけども、顧問弁護士に相談もしながら力を借りて、ただ単に債務債権が片付かないから危険回避も出来ないとか、そういったことにならないようにですね、今、それらの武装もしながら、まず、この建物の危険回避を図った上で、議員おっしゃる通りその土地に、ただ解体すればいいってことではなくて、どういったものが、今、国や道の機関も出しましたけども、どういった活用策もあるのかですね、これは少し練ってみたいと、このように思います。

いづれにしても、もう一度その危険回避のための動きをですね、道の担当の方と直に対面して、交渉して参りたい。

以上でございます。はい。

「室井議員」

直ぐ終わります。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

えーと、総務課長、もしね、あそこ直ぐ隣、道路です。車も結構、通ってます。駐車場もあります。この建物にですね、地域から要望あって、何とか直して下さい、何とかして下さいって、要望あったのにですね、もし、あの外壁が落ちて通行人が怪我したと。これは、裁判の判例上ですね、誰が責任を負うんですか。要望あったのに対応しなかったら、誰が責任を負うんですか。答弁して下さい。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

ただ今の責任の所在に関するご質問にお答え致します。

基本的に空き家と言われる建物の管理等につきましては、債権債務等々ありますけど、基本的には所有者が適正に管理すべきもの、という認識をもってございます。

これらの物に介して、その所有者が何らかの手立てが出来ない場合については、行政としての関わりが出てくるものというふうに認識してございます。

以上です。

「室井議員」

はい。いいです。

終わります。

(議長)

以上で、室井議員の一般質問を終わります。